

中小企業等エネルギー対策交付金【中長期分】

自家発電設備の導入支援

自家発電設備等導入支援事業

1 趣　　旨

慢性的な電力供給不足が懸念される中、電力不足に左右されず安定した操業が行えるよう、自家発電設備を導入し経営の安定化を目指す企業に対して導入経費の一部を補助する。

2 補助対象事業

自家消費を目的として自家発電設備又は蓄電池を新增設する事業で、設備別にそれぞれの性能要件を満たすとともに、共通要件のいずれも満たすもの

【性能要件（設備別）】

«自家発電設備新增設の場合»

- ・10kW以上500kW未満の発電性能を有する内燃力、汽力発電設備
(ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン、コンバインドサイクル、蒸気タービン)

«蓄電池新增設の場合»

- ・2kWh以上の蓄電性能を有する蓄電池

【共通要件】

- ・本年7月6日以降に着手する事業であること
- ・平成25年2月28日までに事業が完了すること
- ・京都府からの節電要請に対し積極的に当該設備で節電対策を実施すること

3 補助対象者

府内に事業所を有する中小企業等（設備導入の対象となる事業所は府内に限る）

4 補助対象経費

自家発電設備導入に必要な経費

5 予算額、補助額・率

- ・予算額： 1億円
- ・補助額： 1,000万円以内
- ・補助率： 補助対象経費の1／3以内（予算の範囲内）

6 申請期間

平成24年7月（調整中）～8月31日（金）